

越境 EC 事業支援補助 Q&A

令和2年5月
神戸市経済観光局

Q1 既に越境 EC を手掛けていますが、サイト再構築やモール出店、広告費などを強化したいと考えています。補助対象になるのでしょうか。

A1 既存で越境 EC を手掛けている事業者も対象となります。

Q2 越境 EC 専門の派遣社員の費用は補助対象となりますか。

A2 越境 EC 業務の委託先から派遣された専門人材は対象経費となります。

Q3 サーバーレンタル費が年間契約ですが、対象経費としてはどのような扱いになるのでしょうか。

A3 補助対象期間が令和2年6月1日から令和3年1月31日(8か月間)なので、年間経費を按分します。例えば、年間50万円×8/12=33万3千円が対象経費です。

Q4 海外での経費がドル建てで発生します、どのように申請したら良いですか。

A4 外貨でのお支払い時点での、円換算額が対象経費となります。

Q5 商標出願や許認可申請の公的出願費用以外の弁理士やコンサルタント費も補助対象となりますか。

A5 対象となります。

Q6 B to B での企業間取引の越境 EC を検討していますが、対象事業となるでしょうか。

A6 対象となります。

Q7 出店代行業者に委託して越境 EC を実施しようと思いますが、対象となりますでしょうか。

A7 出店代行型、モール出店型、自社サイト型、転送代行、購入代行など、すべての越境 EC が対象となります。

Q8 販売時に発生する販売手数料や送料などは、補助対象となりますか。

A8 対象外となります。

Q9 パソコンなどの備品購入費は補助対象経費でしょうか。

A9 対象外となります。

Q10 越境EC構築にあたり、他の補助金も申請する予定です。その場合、申請可能なのでしょうか。

A10 対象経費が同じものを他の補助金との2重交付はできません。したがって、対象経費を分ければ申請は可能です。例えば、専門家派遣補助金などの他の補助を受ける場合は、対象経費から外していただければ申請は可能です。また、特例として神戸市の「副業兼業プロ人材活用事業(JOINS)」を活用される場合は、同補助制度の自己負担分を対象経費として申請可能です。